

大学院等に修学する者の採用候補者名簿有効期間の延長について

広島県教育委員会
広島市教育委員会

広島県教育委員会・広島市教育委員会では、本年度実施する教員採用候補者選考試験の結果、採用候補者名簿に登載された者が、教員としての能力及び資質の向上を目的として大学院等で修学を希望する場合、その修学を継続できるよう採用候補者名簿有効期間を1年間又は2年間延長できる制度を設けています（「令和9年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験実施要項」14ページ参照）。

1 制度適用の要件等

- (1) 出願時に教育職員免許状を取得済又は令和9年3月31日までに取得見込であること。
受験する校種・職種・教科の教育職員免許状を、出願時において取得していること又は令和9年3月31日までに取得見込であることが制度適用の要件となります。令和9年3月31日までに受験する校種・職種・教科の教育職員免許状を取得できなかった場合は、名簿登載を取り消すこととします。
- (2) 申出を行い、許可を得る必要があること。
採用候補者名簿に登載されたのち、所定の様式により、期限内に申出を行い、同名簿有効期間の1年間又は2年間延長の許可を得る必要があります。
- (3) 名簿登載期間の延長は1年間又は2年間を限度とすること。
この制度により、認められる採用候補者名簿有効期間の延長は1年間又は2年間であり、再度の延長は認められません。
- (4) 延長期間を終えた採用年度の4月1日時点で大学院等での修学が修了していること。
この制度は、国内の大学院に修学する場合のほか、国内大学の研究生又は科目等履修生として学業を継続する場合及び海外の大学又は大学院に修学する場合を対象としています。ただし、1年間又は2年間延長した採用年度の4月1日時点で修了していることとしています。修了できなかった場合は、名簿登載を取り消すこととします。
- (5) 次の場合に名簿登載の取消が行われることを承諾すること。
名簿登載期間延長の許可を得た者が、令和8年12月1日（火）から令和9年3月31日（水）の間に、名簿登載期間延長の取下げを行う場合は、名簿登載を取り消すこととします。
- (6) 採用候補者名簿有効期間の延長は、採用に向けて教員としての資質・能力を向上させることが目的であると理解していること。

2 手続き等

- (1) 意向調査票の提出
1年間又は2年間の名簿有効期間延長の申出を行う予定の受験者は、「採用候補者名簿有効期間の延長に関する意向調査票」を、あらかじめ記入の上、第2次選考試験の個人面接当日、控室で提出してください。（その他の会場では、受け付けません。）なお、名簿登載期間の延長を希望しない場合、制度適用要件に当てはまらない場合は、提出の必要はありません。
- (2) 選考試験結果の通知
第2次選考試験の結果については、令和8年9月25日（金）に本人宛て結果通知書を発送し、広島県又は広島市の採用候補者名簿に登載されたか否かを通知します。また、同日午後4時頃に採用候補者名簿に登載された者の受験番号を広島県教育委員会及び広島市教育委員会のホームページに掲載します。
- (3) 採用候補者名簿有効期間延長申出書の提出
制度の適用を希望する採用候補者名簿登載者は、次により採用候補者名簿有効期間延長申出書を提出する必要があります。
 - ① 提出先 名簿登載となった任命権者（広島県教育委員会又は広島市教育委員会）
 - ② 提出方法 郵送又は持参
 - ③ 提出期限 令和8年10月16日（金）申出書の用紙は、上記「(1) 意向調査票の提出」により、意向調査票を提出した受験者のうち、採用候補者名簿登載となった者に送付します。
- (4) 採用候補者名簿有効期間延長の決定
提出された申出書等を精査し、令和8年11月13日（金）までに申出者に対して、採用候補者名簿有効期間延長の可否を通知します。
- (5) その他
大学院等での修学を希望しなくなった等、採用候補者名簿有効期間延長申出書の内容に変更が生じた場合は令和8年11月27日（金）までに名簿登載となった任命権者まで連絡すること。